

判例研究

第三国への個人データの移転に対する 欧州委員会の損害賠償責任

Case T-354/22 Thomas Bindl v European Commission
(2025 年 1 月 8 日 EU 一般裁判所判決)

中西優美子[※]

- I 背景
- II 事実概要
- III 判決
- IV 解説

I 背景

ブリュッセル効果¹⁾を狙った、EU の AI 法²⁾に見られるように、EU におけるデジタル規制は急速に進んでいる。欧州委員会は、2020 年 2 月にデジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成」³⁾を公表し、2021 年 3 月には「2030 年デジタルコンパス：デジタルの 10 年への欧州の道」⁴⁾を公表した。そのようなデジタル化の先駆けであったのが、1995 年に採択された EU の個人データ保護指令⁵⁾であっ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 24 巻第 2 号 2025 年 8 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 21 世紀政策研究所報告書『EU 法と日本企業——域外適用・ブリュッセル効果への対応——』21 世紀政策研究所 2025 年 4 月参照。
- 2) Regulation 2024/1689 of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence.
- 3) COM (2020) 67, 19. 2. 2020, Shaping Europe's digital future.
- 4) COM (2021) 118, 9. 3. 2021, 2030 Digital Compass: the European way for the Digital Decade.

た。その解釈に関する、Google に対する忘れられる権利訴訟⁶⁾はよく知られている。その後、2016年に、同指令に取って代わる、個人データの加工に関する自然人の保護及びそのようなデータの保護に関する規則、すなわち個人データ保護規則 2016/679 (General Data Protection Regulation, GDPR)⁷⁾が採択され、発効した⁸⁾。この規則は、主に企業が個人データを取り扱う際に個人の権利を保護することを目的とする。他方、本件において問題となっているのが、EU 機関が個人のデータを取り扱う際に個人の権利を保護することを目的とする、EU 機関による個人データの処理に関する自然人の保護に関する規則 2018/1725⁹⁾である。

II 事実概要

申立人 (Bindl、以下 B) は、情報技術 (IT) と個人データに関連する事項に関心をもつドイツ人である。欧州委員会は、欧州の将来会議 (conference on the Future of Europe、以下、CFE) を 2021 年 5 月から 1 年にわたって開催した。これは、EU 政策形成に討議的民主主義を取り入れる考えのもとで実施され、欧州の未来について誰でもアイデアを共有できる多言語デジタルプラットフォーム、

5) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data. OJ of the EU 1995 L281/31.

6) Case C-131/12 Google Spain SL and Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González, Judgment of 13 May 2014, ECLI:EU:C:2014:317; 中西優美子「Google と EU の『忘れられる権利 (削除権)』」自治研究 90 巻 9 号 2014 年 96-107 頁。

7) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC, OJ of the EU 2016 L119/1.

8) 宮下紘「GDPR の裁判例と執行令——GDPR 適用開始から 1 年を振り返る」EU 法研究 7 号 2020 年 35-74 頁。

9) Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC, OJ of the EU 2018 L295/39.

各国パネル及び欧州市民パネルを通じてでなされた。このため、欧州委員会は CFE のための特別のサイトを作り¹⁰⁾、さまざまなイベントが実施された。B は、CFE ウェブサイトを 2021 年と 2022 年に複数回閲覧し、2022 年 3 月 30 日には、CFE のイベント「GoGreen」に Facebook のアカウントを用いて、登録して、参加した。

2021 年 11 月 9 日付のメールにより、B は、欧州委員会のデータ保護官に EU 機関による個人データ保護規則 2018/1725（以下、当該規則とする）の下で情報を提供するように要請した。2021 年 12 月 3 日付のメールにより、欧州委員会のコミュニケーション担当の事務局長は、電子リンクを送り、リンクは CFE ウェブサイトを閲覧した時に処理される個人データのリストを直接的に作成できることを通知した。また、B の個人データが EU 域外の受領者には移転されていないこと、また、CFE ウェブサイトにより貯められ、処理されていることを通知した。CFE ウェブサイトは、ルクセンブルクにおいて設立された、Amazon Web Services EMEA（以下、AWS EMEA）会社により運営されているコンテンツ配信ネットワークを用いたこと、欧州委員会と AWS EMEA は契約を結び、その契約の下でデータ管理者はアメリカにある AWS EMEA にデータを移転するようなサービスはできず、EU 外でのデータ移転は許可されないということになっていることも伝えられた。2022 年 4 月 1 日付のメールで、B は、当該規則に従い、彼のデータ処理に関する情報を欧州委員会に要請した。その際、まず、CFE ウェブサイトにログインすると、AWS EMEA などのサードパーティプロバイダーとの接続が確立され、Facebook のログイン情報を使ってウェブサイトに登録すると、マイクロソフト社との接続が確立されていることに気づいたと述べた。次に、自己に関するどのような個人データが処理または保存されているのか、また、第三者に移転されたものがあれば、その詳細を要請した。第三に、そのようなデータ移転の法的根拠と、十分な保護水準を持たない第三国への移転に関して保証があるか否かについての情報を求めた。第四に、Facebook などの第三者によって保存または処理されたデータを含む、自己のデータのコピーを要求

10) See, <https://wayback.archive-it.org/12090/20230216155930/https://futureu.europa.eu/en/>, last access on 9 May 2025.

した。

2022年4月22日付及び5月2日付で、Bは、2022年4月1日付のメールの要請の回答の要請を行った。その後、2022年6月9日に、Bは、EU司法裁判所の一般裁判所に提訴した。Bは、①2022年3月30日及び6月8日に行われた、第三国への個人データの移転を無効にすること、②欧州委員会が2022年4月1日付の情報要請につき立場を明らかにしなかったことが違法であることの宣言、③情報アクセス権の侵害の結果としての非物質的損害に対する賠償額800ユーロとデータ移転の結果としての非物質的損害の賠償額400ユーロを欧州委員会に命じることを求めた。

Ⅲ 判決

1 無効の宣言を求める主張の許容性について

EU運営条約263条に定められる無効の確認を求める訴訟は、確立された判例法によると、申立人の法的立場に顕著な変化をもたらすことにより申立人の利益に影響を与えうる拘束力のある法的効果をもつことを意図した、形式を問わず、機関のいかなる行為に関しても可能でなければならない。拘束力のある法的効果を生み出す行為であるか否かを決定するためには、それが採択された文脈とそれを採択したEU機関の権限を考慮して、その行為の内容等の客観的な基準に基づいて実質及びその効果を審査することが必要である。(判決24—25段)

EU機関から第三国に移転された個人データの運用は、それ自体、当該規則3条(3)の意味における個人データの処理を構成し、同規則2条5項の下でその適用範囲に入る。しかし、当該規則3条(3)の意味における個人データの移転という結果になるすべての運用がEU運営条約263条の対象となるわけではない。(同31—32段)

本件において、問題となっている移転は、物理的なもので、法的な行為ではない。当該移転は、申立人とCFEウェブサイトの閲覧時またはEUログインの際の欧州委員会のITシステムまたはサービスの間のインターアクションから生じる1つのターミナルから別のターミナルへデータを移動させるIT運用である。

(同 33 段)

したがって、当該移転は、申立人の利益に影響を与えうる拘束力のある法的効果をもたない。よって、当該移転は EU 運営条約 263 条に定められる取消しうる行為とはみなされえない。(同 34 段)

2 不作為の違反の宣言を求める主張の許容性について

申立人は、2022 年 4 月 1 日付のメールで情報を要請したが、欧州委員会がそれについて回答しなかったことが違法であるとの宣言を求めた。(同 36 段)

EU 運営条約 265 条に定められる救済は、EU 機関によって修復されていない限り、EU 機関の違法な不作為につき、EU 司法裁判所に訴訟を提起するという前提を基礎とすると裁判所はこれまで一貫して判示してきた。(同 39 段)

不作為が訴訟の対象である場合、しかるべき行為が訴訟提起後で判決前に行われたという状況において元々の不作為は違法であるという裁判所の宣言は、EU 運営条約 266 条により定められる結果をもはや生じさせない。訴訟の対象が存在しないということになり、裁判所は判決を下す必要性がなくなる。(同 40 段)

本件において、欧州委員会は 2022 年 4 月 1 日付のメールによる情報要請に 2022 年 6 月 30 日付のメールにより回答した。それゆえ、委員会は、訴訟が提起された後、申立人により主張されている不作為を終了させたことになる。なお、2022 年 6 月 30 日付の欧州委員会のメールの内容が、申立人が受けたかった回答に合っていないことは、不作為とは無関係である。したがって、不作為の宣言を求める申立人の主張について判断を下す必要性はない。(同 41—43 段)

3 本案 損害賠償 (3 番目の主張)

- (1) 当該規則の文脈における EU の非契約上の責任を設定する条件に関する予備的考察

当該規則 65 条は、同規則の違反の結果として物質的または非物質的損害を被った者は EU 機関から賠償を受け取る権利をもたなければならないと定めている。(同 46 段)

当該規則 65 条は、EU 運営条約 340 条 2 項の条件、EU は構成国の法に共通な

一般原則に従い、任務の遂行中に機関または職員により引き起こされた損害を賠償しなければならない、に服する。(同 47 段)

確立された判例法によると、EU は、3つの累積的な条件、すなわち、機関に対し主張されている行為の違法性、損害の事実、及び、同行為と同損害との間の因果関係の存在、が満たされた場合に非契約上の責任を負うことになりうる。(同 48 段)

これらの条件の累積的な性質は、これらの条件のいずれかが満たされない場合、損害賠償請求は全体として破棄されなければならない、他の条件を審査する必要性はない。(同 49 段)

第1の条件に関して、判例法によると、個人に権利を与えることを意図している法規の十分に重大な違反が存在しなければならない。(同 50 段)

EU 法の十分に重大な違反の要請は、問題となっている違法行為の性質が何であれ、当該者が損害を被らなければならないというリスクにより、一般的な利益のために行政的な管轄権の分野や規範または経済的な決定(行動を含む)の枠組において権限を十分に行使するという、当該機関の能力が制限されることを防ぐことを目的としている。ただし、明白なかつ許しがたい義務違反の結果を第三者に負わせることになる場合はこの限りではない。(同 51 段)

違反が十分に重大であるという事実認定のための決定的な審査は、EU 機関が明白でかつ重大にその裁量の限界を無視したか否かである。当該機関が全く裁量を持たないまたは非常に制限された裁量しかもたない場合、EU 法の単なる違反は十分に重大な違反の存在を設定するのに十分になりうる。しかし、判例法は、当該機関の裁量の欠如と EU 法の十分に重大な違反の分類の間に自動的なリンクを設定していない。当該機関が享受する裁量の範囲は、決定的であるが、唯一の物差しではない。裁判所は、EU 運営条約 340 条 2 項に関して裁判所が発展させてきたルール制度は、とりわけ規律される状況の複雑さ及び立法を適用または解釈する際の困難さ、または、もっと一般的に違反されたルールが EU 機関に課している状況及び文脈を考慮に入れるべきと判示してきている。(同 52 段)

したがって、通常の配慮や顧慮を行っていたら行政機関により類似の状況では起こらないであろうという誤りが認められる場合にのみ EU 機関の責任が設定さ

れうる。それゆえ、裁判所が、当該機関が裁量の余地を持っていたか否かを決定した後、規律すべき状況の複雑さ、立法の適用または解釈における困難、違反されるルールの明確性と正確性、法の誤りが不可避または故意なのか否かを考慮しなければならない。(同 53 段)

損害の事実に関する条件につき、損害は現実なものであり、確かなものでなければならず、それを証明するのは申立人である。対比的に、純粹に仮定的または不確定な損害は損害賠償を生じさせない。(同 54 段)

因果関係に関する条件につき、これは、当該機関の行為と損害の間の十分に直接的な因果関係が問題となる。立証責任は申立人にある。当該行為は損害の原因を決定づけるものでなければならない。(同 55 段)

(2) 情報アクセス権の侵害から生じる非物質的損害の賠償

当該規則 4 条 1 項 (a)、14 条 3 項及び 4 項並びに 17 条 1 項 (c) は、合わせて読むと、判例法の意味における個人に権利を与えることを意図した法規を構成する。(同 66 段)

欧州委員会の側でのこれらの規定の違反が本件において設定されるのか否かを検討することが適當である。(同 67 段)

CFE ウェブサイトに表れる個人情報保護方針が第三国における受領者への個人データの移転に関する情報を含んでいない限り、欧州委員会は当該規則 17 条 1 項 (c) 及び 2 項に違反したと申立人は主張する。(同 68 段)

当該規定は、データ主体がある一定の情報へのアクセス権を有することを設定するが、その情報が CFE ウェブサイトのような、ある文書または個人情報保護方針に必ず表示されなければならないことを要請していない。換言すれば、問題となる情報は、個人情報保護方針によって開示されなければならないということにはならない。(同 70 段)

本件において、個人情報保護方針の文言から、同方針が誰に個人データが開示されたかまたは開示されるかという受領者または受領者のカテゴリーに関する情報を含んでいることが明らかである。しかし、損害の主張は、情報へのアクセス権の違反ではなくて、第三国への個人データの移転に関する規定の違反を基礎と

している。(同 71 段)

よって、欧州委員会が CFE ウェブサイトに関する個人情報保護方針に関して当該規則 17 条 1 項 (c) 及び 2 項に違反していることが示されていない。(同 72 段)

申立人は、欧州委員会が 2022 年 4 月 1 日付のメールによる情報要請に回答せず、当該規則 14 条 3 項及び 4 項、及び、17 条 1 項及び 2 項に並びに透明性の原則に反して不作為に対する理由付けをしなかったと主張した。(同 73 段)

2022 年 4 月 1 日付のメールによる情報要請に関する限り、欧州委員会は、当該規則 14 条 4 項に定められる 1 か月以内という期限を遵守しなかった。(同 78 段)

本件において設定される欧州委員会の側での唯一の違反行為は、当該規則 14 条 4 項に定められる期限の不遵守であることが明らかである。(同 79 段)

本件において、申立人は当該欧州委員会の行為が個人データの処理の管理を妨げたとして、非物質的損害賠償額 800 ユーロを求めた。(同 82 段)

しかし本件においてそのような非物質的損害は示されていない。1 か月という期限は不遵守であるが、その不遵守は 2 か月を超えるものでなかった。加えて、欧州委員会は、2021 年 11 月 9 日付及び 2022 年 4 月 1 日付のメールによる情報要請は基本的に同じものであり、2021 年 11 月 9 日付のメールによる情報要請には、2021 年 12 月 3 日に回答していた。(同 83 段)

したがって、当該規則 14 条 4 項に定められる期間の不遵守が、申立人に非物質的な損害を引き起こしたことが示されていない。(同 85 段)

(3) データ移転から生じる非物質的損害の賠償

(i) 第三国への個人データ移転に関する規定の予備的考察

当該規則 2 条 5 項の下で当該規則は、全部または一部の個人データ処理に適用される。「個人データ」の概念は、同定されるまたは同定可能な自然人に関する情報として解釈されるべきである。データ移転は、当該規則 3 条 (3) の意味におけるデータ「処理」運用を構成する。「第三国または国際組織への個人データの移転」は、当該規則の 5 章により規律される。(同 91—93 段)

当該規則の体系的な解釈から第三国への個人データの移転は、以下のことを要請する。①関係するデータ管理者がEU 機関に属し、その機関が当該規則に服していること。②管理者が個人データを受領者に利用可能にすること。③受領者は、第三国、すなわち、EU の構成国でも欧州経済圏 (EEA) の国でもない、において設立されていること。(同 95 段)

当該規則の 5 章の規定は、個人データが第三国または国際組織に移転される場合に EU で確保されるような自然人の保護のレベルを保障することを意図している。(同 96 段)

当該規則 46 条は、第三国または国際組織への個人データの移転が当該規則の 5 章に定められる条件が管理者と処理者によって遵守される場合にのみ可能であるという一般原則を定めている。(同 97 段)

当該規則 5 章に定められる条件に関して、当該規則 47 条 1 項は、第三国または国際組織への個人データの移転は、とりわけ GDPR 45 条 3 項に従った、欧州委員会が十分性認定の手段によって、問題となる国または国際組織が十分な保護レベルを確保していると決定し、かつ、個人データが管理者の責任の範囲にある業務の遂行を可能にするためにのみ推進されることを規定している。(同 98 段)

この点に関して、アメリカに関する欧州委員会の 2 つの十分性認定決定は無効と宣言されている。1 つは、2015 年 10 月 6 日の Schrems 判決と 2 つ目は (2020 年 7 月 16 日の) Schrems II 判決である。(同 99 段)

従って、データ移転時には、当該規則 47 条の意味における十分性認定決定はアメリカに関して存在しなかった。(同 100 段)

アメリカに関して欧州委員会の十分性認定決定がない場合、当該規則 48 条 1 項の適用が問題となる。(同 101 段)

当該規則 48 条 1 項に定められる適切な保護措置は、当該規則 48 条 2 項 (b) に従い、欧州委員会によって採択される標準データ保護条項によって提供される。(同 102 段)

しかし、標準データ保護条項は、EU 法の下で、適切な保護レベルの遵守を確保するために補足的な措置の採択を要請する。(同 103 段)

当該規則 48 条 1 項に基づく適切な保護措置は、欧州データ保護監視官 (以下、

EDPS) による認可を条件として、特に管理者または処理者と第三国における個人データの管理者、処理者または受領者との間で合意された契約条項で構成されることもある。(同 104 段)

EU 基本権憲章 7、8 及び 47 条は、それぞれ私的生活の尊重の権利、個人データ保護及び効果的な救済と公正な裁判を受ける権利を設定している。(同 105 段)

本件においては、申立人の主張は、当該規則 46 条、48 条 1 項及び 2 項 (b) 並びに当該規則 7、8 及び 47 条の欧州委員会の違反に基づいている。当該規則のこれらの規定は、憲章 7 及び 8 条に設定されるような基本権に具体的な表現を与えるものであり、個人データが第三国または国際組織に移転される場合、個人データの高水準の保護が継続されることを確保することを概して求めている。(同 106 段)

したがって、違反されたとする、これらの規定は、データ主体の個人的な利益を保護することを意図しており、このように、判例法の意味における、個人に権利を与えていることを意図した法規を構成する。(同 107 段)

(ii) 2022 年 3 月 30 日の CFE ウェブサイトの閲覧時のデータ移転

IP アドレスは、当該規則 3 条 1 項の意味における個人データとして分類されなければならない。第 1 に IP アドレス情報は、自然人に関係する。第 2 に、同定または同定化可能な者に関係する。IP アドレス 18.66.192.74 のあるサーバーへのデータ移転は、Amazon CloudFront サービスを通じて CFE ウェブサイトにより開始された。IP アドレス 18.66.192.74 は、ミュンヘンにあるサーバーに与えられたものであり、同サーバーは、ドイツで設立された企業である。(同 122—124 段)

個人データの移転が存在したが、第三国への移転は示されておらず、EU において設定される受領者にデータが移転された。(同 125—128 段)

(iii) 2022 年 6 月 8 日の CFE ウェブサイト閲覧時のデータ移転

裁判所は、CFE ウェブサイトコンテンツ配信のために Amazon CloudFront サービスを利用するという欧州委員会の決定の合法性を直接審査するのではなく、

2022年6月8日のCFEウェブサイト閲覧時における移転に関する欧州委員会の非契約上の責任の設定条件を審査する。欧州委員会の行為と非物質的損害の間に因果関係が存在するかについて取り扱う。因果関係の直接的な性質に関して、損害は、違法性から直接生じなければならない。(同144—148段)

損失は申立人の自らの決定または自由な決定の直接的な結果であり、それゆえEU機関に帰せしめることはできない場合は、そのような因果関係は示されていないことになる。欧州委員会の行為、つまり、CFEウェブサイトのコンテンツ配信ネットワークとしてのAmazon CloudFrontサービスの利用が、非物質的な損害の直接的な原因か否かを審査する必要がある。(同149—150段)

申立人のIPアドレスからアメリカにおかれているサーバーへの設定されたコネクションは、Amazon CloudFrontサービスの通常の運用に帰することができず、デジタル上でのロケーションを変更するという申立人によりなされた技術的調整に起因する。(同157段)

したがって、委員会の違法な行為と非物質的な損害の間には十分に直接的な因果関係が示されていない。(同163段)

(iv) 2022年3月30日のEUログインのサインインに関する移転

Facebookアカウントを通じたEUログインへのサインインの可能性は、委員会がより迅速な簡単なアクセスを提供するためにプラットフォーム上の既存のアカウントを通じたEUログインへのサインインの選択、並びに、個人データを共有することをユーザーが要請されるアカウントと団体の数を増やさないように、EUログインアカウントを設定する必要性がない認証の可能性をユーザーに与えることが適当であると考えたという事実から生じる。さらに、委員会はユーザーのメールアドレスを認証する目的でFacebookが信頼できると考えた。しかし、既存のFacebookアカウントを通じてユーザーがサインインできるハイパーリンクはベーシックレベルの安全性しか要請しないウェブサイトまたはアプリに対してのみEUログイン上で利用可能であった。(同172段)

FacebookウェブサイトのURLアドレスへのアクセスは、ユーザーのブラウザーと、ユーザーのIPアドレスを当該ウェブサイトに転送するブラウザーの間

のコミュニケーションという結果になる。Facebookでのサインインハイパーリンクにより、EUログインは、認証プロセスに必要なある一定の情報をFacebookに送っている。(同175—176段)

ソーシャルネットワークサイトのFacebookは、Metaプラットフォームにより所有されている。EUログインウェブサイト上のハイパーリンクの表示は、Facebookプラットフォームの一般取引条件により規律されている。裁判所は、欧州委員会の側での非契約上の責任を設定する条件が満たされているか否かを審査しなければならない。申立人は、2022年3月30日のEUログインへのサインインの際に、個人データのアメリカへの移転があったと主張している。この移転は、当該規則46条に反し、データのコントロールの喪失並びに権利及び自由がはく奪されるという非物質的損害を引き起こしたと主張している。当該規則46条の意味における、第三国への個人データの移転は、EU機関が個人データを転送または何等かの方法で、第三国において設立された受領者に利用可能にすることを意味する。(同182—186段)

EUログインウェブサイト上で表示されるFacebookでサインインのハイパーリンクにより、欧州委員会は、IPアドレスがFacebookに転送される状況を生み出した。IPアドレスは、申立人の個人データを構成し、ハイパーリンクにより、アメリカにおいて設立されたMetaプラットフォームに転送された。データ移転の時点、2022年3月30日において、当該規則47条の意味における十分性認定決定は、アメリカに関して存在しなかった。(同188—189段)

十分性認定がない場合、管理者または処理者が適切な保護措置を提供し、執行可能なデータ主体の権利とデータ主体に対する効果的な法的救済が利用可能である条件が整っている場合にのみ個人データは、第三国または国際組織に移転される。(同190段)

本件において、委員会は当該規則48条2項及び3項に規定されている条件に従って採択される、適切な保護措置、とりわけ標準データ保護条項または契約条項が存在することを示さなかった。他方で、EUログインウェブサイト上でのFacebookでのサインインのハイパーリンクの表示がFacebookプラットフォームの一般取引条件により規律されることが示された。(同191段)

結果、欧州委員会は、当該規則 46 条に定められる条件を遵守することなく、第三国に申立人の個人データを移転する状況を作り出した。それゆえ、委員会は、当該規則 46 条の十分に重大な違反をした。裁判所は、それゆえ、欧州委員会の非契約上の責任を設定する他の条件が本件において満たされているか否かを検討しなければならない。(同 192—194 段)

申立人は、アメリカで設立された企業への IP アドレスの違法な移転は、データ管理の喪失並びに権利及び自由のはく奪という非物質的な損害を引き起こしたと主張した。(同 195 段)

当該規則 65 条の下で、当該規則の違反の結果として被る、物質的な損害のみならず非物質的な損害は、重大性の閾値を示されることなく、損害賠償の権利を生じさせる。(同 196 段)

本件において、申立人が主張する非物質的な損害は、データの移転が個人データ、とりわけ IP アドレスの処理に関して不確実な状況に申立人をおいて限りにおいて、54 段の判例法の意味における現実的であつた確実なものとみなされなければならない。(同 197 段)

加えて、当該規則 46 条の欧州委員会の違反と申立人が被った非物質的な損害の間には十分に直接的な因果関係が存在する。(同 198 段)

本件の状況において、欧州委員会によって引き起こされた非物質的な損害の額は、400 ユーロと評価するのが相当である。

IV 解説

1 本件の意義

個人データ保護指令、その後、それにとって代わった個人データ保護規則 (GDPR) に関して、Google 等の個人データ管理者・処理者に対する訴訟や十分性認証決定にかかわる訴訟が提起されてきた。すなわち、前者は、企業などのアクターがそれらの措置により保障される個人データの保護を確保するようにするためであり、後者は、第三国における個人データの保護基準を問題とするものであった。本件で問題となった、規則 2018/1725 は、EU 機関による個人データ処

理に関して自然人を保護する目的をもつものである。本件では、欧州委員会の作為・不作為が問題となった。また、本件では、取消訴訟を定める、EU 運営条約 263 条、不作為確認訴訟を定める、EU 運営条約 265 条及び EU の非契約上責任（不法行為）を追及する、EU 運営条約 340 条がかかわっている。とりわけ、EU の非契約上の責任については、同責任を設定する厳格な条件が判例法により確立されており、EU 機関側の責任が認定されることは稀であるが、本件では欧州委員会の非契約上の責任が認められ、欧州委員会は、申立人に損害賠償をするように命じられた。損害賠償の額が少ないとは言え、欧州委員会が当該規則 46 条の十分に重大な違反をしたと裁判所が認定し、欧州委員会の損害賠償責任の認めたことの意義は大きい。

また、本件においては、申立人は、自然人が用いることができる EU 法上のほぼすべての訴訟手続を用いた。すなわち、EU における直接訴訟である、無効確認（取消）訴訟、不作為違法確認訴訟、非契約上の責任（不法行為）（損害賠償責任）訴訟という 3 つの訴訟形態が使われた。

2 無効確認（取消）訴訟：EU 運営条約 263 条

申立人は、2022 年 3 月 30 日及び 6 月 8 日に CFE ウェブサイトを閲覧した際に、自己の個人データが第三国に移転したことを問題視し、その取消を EU 運営条約 263 条に従い、一般裁判所に求めた。同条は、自然人にも自己に向けられた行為または直接かつ個人的に関係する行為、及び自己に直接関係しかつ実施行為を必要としない規制的行為に関して訴訟を提起することを認めている。しかし、行為については、条文上、立法行為でなくてもよいが、法的効果を生じさせることを意図した行為と限定がついている。

一般裁判所は、確立された判例法によると、措置の種類や措置の決定主体にかかわらず、申立人の法的地位に明確な変化をもたらすことによって申立人の利益に影響を及ぼしうる拘束力のある法的効果を有する措置のみが取消訴訟の対象となりうることを確認した（判決 24 段）。また、EU 機関から第三国に移転された個人データの運用は、当該規則 3 条 3 項の意味における個人データ処理に当たり、同規則の適用範囲に入ることを確認した。しかし、裁判所は、問題となっている

個人データの移転は、1つのターミナルから別のターミナルへデータを移動させるIT運用、よって物理的なものであり、法的な行為ではないとし、当該行為は取消訴訟の対象とならないとした。

3 不作為違反確認訴訟：EU 運営条約 265 条

申立人は、2022年4月1日付のメールで欧州委員会に情報の提供を要求したが、それについて回答を得なかったことに対して、欧州委員会を相手にEU運営条約265条に基づき不作為違法確認訴訟を提起した。不作為確認訴訟につき、裁判所は、まず、関係機関が違法な不作為を犯した場合、当該機関が不作為を是正していない限りにおいて、その不作為が条約に反しているという宣言を得るために許容されるという判例法を確認した（同39段）。そのうえで、訴訟提起後ではあるが、判決を下す前の2022年6月30日付のメールで欧州委員会が申立人に回答したことを受け、これにより、訴訟の意味が失われたとして、訴えを却下した。裁判所は、欧州委員会の回答メールが、申立人が望んだものでないことは、不作為にはならないとした（同42段）。

不作為確認訴訟の場合は、訴訟が提起された後に、何等かの行為が当該機関の側でなされることによって訴訟が却下されることになるため、申立人の望む形での結果は得られないが、少なくとも訴訟を提起することで当該機関が行動を起こすきっかけを生み出すことになる。

4 非契約上の責任（不法行為）（損害賠償責任）訴訟：EU 運営条約 340 条

(1) 非契約上の責任（不法行為）（損害賠償責任）訴訟

フランコビッチ事件¹¹⁾や Brasserie/Factortame III 事件¹²⁾により国家賠償責任法が発展してきた。これにより、①違反された法規が個人に権利を付与することを意図したものであること、②違反が十分に重大でなければならないこと、③国

11) Joined cases C-6/90 and C-9/90 Andrea Francovich and Danila Bonifaci and others v Italian Republic, Judgment of 19 November 1991, ECLI:EU:C:1991:428.

12) Joined cases C-46/93 and C-48/93 Brasserie du Pêcheur SA v Bundesrepublik Deutschland and The Queen v Secretary of State for Transport, ex parte: Factortame Ltd and others, Judgment of 5 March 1996, ECLI:EU:C:1996:79.

家の義務違反と当事者により主張されている損害の間に直接的な因果関係が存在しなければならないことという国家責任成立要件が確立している。EU の賠償責任は、この国家賠償法責任に関し確立した判例法を基礎にして発展してきたものである。

本件では、EU の非契約上の責任の成立要件に関し、これまで確立されてきた判例法が整理した形で提示された。成立要件とは3つの累積的な要件、すなわち、①機関に対し主張されている行為の違法性、②損害の事実、③行為と損害との間の因果関係の存在である（同 48 段）。これらの条件は累積的なものであり、いずれかの1つが満たされない場合、他の条件は審査される必要がない（同 50 段）。第1の条件は、個人に権利を与えることを意図している法規の十分に重大な違反が存在しなければならないことである。ここで、裁判所は、これまでの判例法に依拠しつつ、単なる違反ではなく、十分に重大な違反（sufficiently serious breach）でなければならないのは、EU 機関は、一般的利益のために行政的な管轄権の分野や規範または経済的な決定の枠組において権限を十分に行使するという、当該機関の能力が制限されることを防ぐためであるとした（同 51 段）。重大な侵害性を判断する決定的な基準については以下のような詳細な基準を示した。EU 機関が、その裁量の限界を明白かつ著しく超えているか否かである（同 52 段）。当該機関の裁量が著しく縮小されているか、あるいはゼロである場合には、EU 法を侵害するだけで、十分に重大な侵害を構成しうる。しかし、このことは、当該機関の裁量の欠如と、EU 法に対する十分に重大な違反としての違反の認定との間に自動的な関連性を設定するものではない。EU 機関の裁量の範囲は決定的な重要性を持つが、それは唯一の物差しではない。裁判所は、特に、規制される事項の複雑さ、規則の適用や解釈の難しさも考慮に入れている。従って、裁判所は、当該機関が裁量の余地を持っていたか否かを決定した後、規律すべき状況の複雑さ、立法の適用または解釈における困難、違反されるルールの明確性と正確性、法の誤りが不可避または故意なのか否かを考慮しなければならないとした（同 53 段）。

3つの条件のうち、この1つ目の条件が3つの条件の中で最も詳細な基準が発展してきたところであり、この条件を満たすことが難しいものとなっている。

他方、他の2つの要件については、簡単に判示されている。損害の事実に関する条件につき、損害は現実なものであり、確かなものでなければならず、それを証明するのは申立人である。対比的に、純粋に仮定的または不確定な損害は損害賠償を生じさせない（同54段）。また、因果関係に関する条件につき、これは、当該機関の行為と損害の間の十分に直接的な因果関係が問題となる。立証責任は申立人にある。当該行為は損害の原因を決定づけるものでなければならないとした（同55段）。

本件では後述するように、この成立要件に基づき、EUの非契約上の責任（損害賠償責任）が認められた。

（2）情報アクセス権の侵害

裁判所は、当該規則17条1項（c）及び2項は、データ主体がある一定の情報へのアクセス権を有することを設定するとしたが、同情報がCFEウェブサイトのような、ある文書または個人情報保護方針に必ず表示されなければならないことを要請していないとした。裁判所は、申立人の損害の主張は、情報へのアクセス権の違反ではなく、第三国への個人のデータの移転に関する規定の違反を基礎にしているとして、申立人は当該規則17条1項（c）及び2項に違反を示していないとした（71—72段）。

また、2022年4月1日付のメールによる情報要請に関し、欧州委員会は当該規則14条4項に定められる期限、1か月を遵守しなかった。欧州委員会はその後不遵守を解消し、その不遵守期間は2か月を超えるものでなかった。申立人は、欧州委員会の行為が個人データ処理の管理を妨げたことに対して800ユーロの損害賠償を求めたが、当該期間の不遵守が申立人に非物質的な損害を引き起こしたことは証明されていないとした。

（3）2022年6月8日のCFEウェブサイトの閲覧時のデータ移転

欧州委員会は、CFEウェブサイトがAmazon CloudFrontサービスの利用に当たって、アメリカの会社、Amazon.comの子会社で、ルクセンブルクで設立されたAWS EMEAと契約を結んでいた。契約に当たって、欧州委員会は、北ア

アメリカ、ヨーロッパ及びイスラエルという地理的領域を選択し、配信はこの地域に限定されていた。また、近接性の原則により、CFE ウェブサイトの閲覧ユーザーは、EU の領域における Amazon CloudFront ネットワークのエッジサーバーに通常誘導され、その領域外のサーバーに誘導されることは稀となっていた。申立人が2022年3月30日にCFE ウェブサイト閲覧した際には、ドイツの会社にデータが移転された。しかし、2022年6月8日のCFE 閲覧時は、申立人の個人データはアメリカの Amazon CloudFront サーバーに移転された。

この個人データの移転は、申立人がインターネット上のロケーションを変更したことにより生じている、つまり、申立人が自ら行った技術的調整に起因するため、EU 機関の行為と主張されている損害の間には因果関係は認定されなかった。

(4) EU ログインのサインインを通じたデータの移転と十分に重大な違反

申立人はCFE ウェブサイト上で「GoGreen」イベントに登録した際に、EU 認証サービス、EU ログインに誘導された。その際に、新たなEU ログインのためのアカウントを作成することもできたが、オプションとしてSNSを通じてログインすることができた。申立人は、Facebook のアカウントを選択し、EU ログインした。そのことにより、個人データがFacebookによって集められ、Metaのプラットフォームに転送された。申立人は、当該規則46条に反し、データ管理の喪失並びに権利及び自由のはく奪という結果になり、非物質的損害が引き起こされたとした。

裁判所は、アメリカは欧州委員会から十分に認定を受けていないこと、適切な保護措置、とりわけ標準データ保護条項または契約条項がなかったこと、他方、EU ログインウェブサイト上でFacebookでのサインのハイパーリンクの表示がFacebook プラットフォームの一般取引条件により規律されることを踏まえ、欧州委員会が当該規則46条に定められる条件を遵守することなく、第三国に申立人の個人データを移転する状況を作り出したとした(191—192段)。欧州委員会は、Facebookを通じたEU ログインは選択肢の1つであり、申立人がそれを選択したとしたが、欧州委員会の十分に重大な違反を認定した。

これにより、EU の損害賠償責任の成立要件で最もハードルが高い、十分な重大な違反の存在という条件が満たされた。その他の成立要件である、損害については、当該規則の違反の結果として被る、物質的な損害のみならず、非物質的な損害は、重大性の閾値を示す必要はなく、損害賠償の権利を生じさせるとして、認めた（同 196—197 段）。また、因果関係についても認定した（同 198 段）。

結果として、裁判所は、欧州委員会の非契約上の責任を認め、非物質的な損害額として、400 ユーロを申立人に支払うように命じた。

5 第三国への個人データ移転に関する GDPR と規則 2018/1725

当該規則 2018/1725 と GDPR は、解釈において同質性を有さなければならないとなっている。すなわち、EU 司法裁判所の判例法のもとで、規則 2018/1725 の規定が規則 2016/679 (GDPR) の規定と同じ原則に従う際には、規則 2018/1725 のスキームは GDPR のスキームに相当するものと理解されるべきであるため、両規則の規定は均質的に解釈されなければならないと、定められている（規則 2018/1825 の前文 5 段）。実際、当該規則の本文においても GDPR の規定が用いられる構造になっている。当該規則 47 条 1 項は、以下のように規定する。欧州委員会が、GDPR 45 条 3 項または指令 2016/680¹³⁾ の 36 条 3 項に従って、第三国または国際組織における個人データ保護の基準が十分であると認定する場合に、第三国または国際機関への個人データの移転が行われうる。個人データの移転は原則的に EU 構成国及び欧州経済圏（すなわち、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）においてのみ許容される。しかし、GDPR 45 条 3 項は、第三国への個人データ移転を条件付きで認めている。その条件とは、まず、GDPR 45 条 3 項に従い、欧州委員会がその第三国に対して個人データ保護のレベルと EU における保護レベルで同等である判断し、十分性認定（adequacy decision）をした場合である。また、この十分性認定がない場合には、本件で問題となっている規則 2018/1725 の 48 条 1 項に定められる適切な保護措置（ap-

13) 指令 2016/680 は、刑事犯罪の予防、捜査、摘発、訴追または刑事罰の執行を目的とした所轄当局による個人データの処理に関する自然人の保護、および当該データの自由な移動に関する指令である。OJ of the EU 2016 L119.89.

propriate safeguard) がとられ、執行可能なデータ主体の権利とデータ主体にとっての法的救済が可能である場合である。同条1項に定められる適切な保護措置は、欧州委員会により採択される標準データ保護条項によって提供される。この標準データ保護条項は、EU法の下で適切な保護レベルの遵守を確保するものであり、補足的な措置の採択が要請されることもある。この保護措置は、欧州データ保護監視官(EDPS)による認可を条件とし、特にデータ管理者または処理者と第三国における個人データ管理者、処理者または受領者との間で合意された契約条項で構成されることもある。

本件では、第三国への個人データの移転、とりわけアメリカへの移転が問題となった。アメリカに対して、欧州委員会は2度の十分性認定をだしたが、いずれも欧州司法裁判所により無効と宣言された。1度目は、2015年10月6日のSchrems事件¹⁴⁾、2度目は2020年7月16日のSchrems II事件¹⁵⁾である。データ移転時には、欧州委員会は有効な十分性認定をアメリカに与えていなかったということになる。

6 評価

個人データ保護は、EU基本権憲章により、とりわけ7、8及び47条は、それぞれ私的生活の尊重の権利、個人データ保護及び効果的な救済と公正な裁判を受ける権利を設定していることから、保障されている。本件において、裁判所は、申立人が当該規則46条、48条1項及び2項(b)並びにEU基本権憲章7、8及び47条に欧州委員会が違反しているという主張を受け、当該規則のこれらの規定は、憲章7及び8条に設定されるような基本権に具体的な表現を与えるものであり、個人データが第三国または国際組織に移転される場合、個人データの高水準の保護が継続されることを確保することを求めているとした(判決106段)。

14) Case C-362/14 Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner, Judgment of 6 October 2015, ECLI:EU:C:2015:650; 中西優美子「EUから第三国への個人データ移転と欧州委員会のセーフ・ハーバー決定」自治研究92巻9号2016年96-108頁。

15) Case C-311/18 Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Limited and Maximilian Schrems, Judgment of 16 July 2020, ECLI:EU:C:2020:559; 宮下紘「EU-US プライバシーシールド無効判決」EU法研究11号2022年99-128頁。

EU における個人データ保護は、EU 基本権憲章に規定される個人データ保護に関する基本権とそれを具体化する措置により、保障されている。また、本件では、個人データ保護に関して、GDPR は主に私企業から個人のデータを保護し、他方、それと実質的な連関をもちつつ、EU 機関から個人データを保護する当該規則という、EU における個人データ保護の体系が垣間見られた。同時に、個人データ保護をこれまでとは異なる角度、すなわち、EU 機関の責任が取り扱われたことにより、あらためて、EU における個人データ保護が全方位から確保されなければならないことが示された。また、EU 司法裁判所の一般裁判所が EU 機関の不法行為責任を認定したことにより、個人データ保護の確保が EU の裁判所によりなされることが明らかになった。個人データ保護を EU 機関に対しても貫徹できることが示されたことになる。

また、本件にでてくる欧州委員会と CFE ウェブサイトの運営のために契約を締結したのが、Amazon の子会社であり、CFE ウェブサイトの EU ログインのための選択肢に入れられたのが Facebook であった。どちらの会社もアメリカの会社である。アメリカは、個人データが十分に保護されているという十分性認証を受けていない。ということは、EU 法上個人データの移転が個別で適切な保護措置が採られていないと難しい。しかし、アメリカの会社を用いる限り、個人データがアメリカに移転される可能性はある。Amazon の子会社のサーバーについては、近接性の原則があり、インターネット上でロケーションを意図的に変更しない限り、アメリカに個人データが移転されることは稀になっている。他方、EU ログインの場合は、新たなアカウントを作成するのが面倒なこともあり、Google アカウント、Facebook アカウント、Amazon アカウントなど既存のアカウントが容易に使えることもあり、アメリカの会社のアカウントを選択する者も多い。本件の申立人は、そのシステムの盲点をついたと言えるであろう。今後、EU は、ウェブ上で何等かのイベントを開催する場合は、ウェブサイトの運営の契約をアメリカの会社と締結する場合、個人データが第三国に移転されないよう、より一層契約内容に配慮しなければならず、また、EU ログインに関しても SNS を通じたログインを制限するなどより一層の注意を払わなければならない。

EU のデジタル規制は、アメリカの IT 企業の規制とも捉えられるほど、EU

の措置と対象となっているのはアメリカの企業である。たとえば、デジタル市場法 (Digital Markets Act)¹⁶⁾は、ゲートキーパーとして巨大プラットフォームを規制対象としている。この措置に違反しているとして、2025年4月23日に欧州委員会はアップル (apple) とメタ (meta) に対して制裁金の支払いを命じた¹⁷⁾。本件では、Amazon と Meta (Facebook) がかわってくる。EU とアメリカでは個人データ保護に関する考え方や保護レベルが異なる。インターネットの世界では、アメリカの企業を利用せざるを得ない状況の中で、EU 法では高度な個人データ保護を要求される。本判決は、そのような中で、欧州委員会にどのように行動すべきか、どのような問題があるかを示し、欧州委員会に個人データ保護を十分に効果的に行うように警告を与えたと言える。

(追記) この一般裁判所の判決に不服であるとして欧州委員会は2025年3月17日に欧州司法裁判所に上訴した (C-206/25P)。本件の原告であったBも同判決に不服であるとして、2025年3月18日に欧州司法裁判所に上訴した (C-211/25P)。

16) Regulation 2022/1925 of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector, OJ of the EU 2022 L265/1.

17) Press Release of 23 April 2025, Commission finds Apple and Meta in breach of the Digital Markets Act, see, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1085, last access on 9 May 2025.